

## 変動金利定期預金規定

### 1. (預金の支払時期)

変動金利定期預金（以下「この預金」といいます。）は、証書（通帳）記載の満期日以後に利息とともに支払います。

### 2. (利率の変更)

この預金の利率は、預入日から満期日の前日までの間に到来する預入日の 6 ヶ月毎の応当日に変更し、変更後の利率は、その日を預入日としその 6 ヶ月後の応当日を満期日とする自由金利型定期預金および自由金利型定期預金(M 型)の店頭表示の利率に、この預金の預入日から満期日までの期間に応じた当金庫所定の利率を加える方式により算定するものとします。ただし、この預金の利率について、上記の算定方式により算出される利率を基準として別に定めをしたときは、その定めによるものとします。

### 3. (単利型)

(利息)

(1) この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数について証書（通帳）記載の利率によって計算し、次のとおり支払います。

① 預入日から満期日の前日までの間に到来する預入日の 6 ヶ月ごとの応当日を中間利払日とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数（以下「中間利払日数」といいます。）および証書（通帳）記載の中間利払利率（前記 2. により利率を変更したときは、変更後の利率の 70% を乗じた利率。ただし、小数点第 3 位以下は切捨てます。）によって計算した中間利払額（以下「中間払利息」といいます。）を利息の一部として、各中間利払日以後に、あらかじめ指定された方法により次のとおり支払います。

A 現金で受取る場合には、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により署名（記名）押印してこの証書（通帳）とともに提出してください。

B 預金口座へ振替える場合には、中間利払日に指定口座へ入金します。

② 中間利払日数および証書（通帳）記載の利率（前記 2. により利率を変更したときは、変更後の利率。以下これらをそれぞれ「約定利率」といいます。）によって計算した金額ならびに最後の中間利払日から満期日の前日までの日数および約定利率によって計算した金額の合計額から中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差引いた残額を、満期日以後にこの預金とともに支払います。

(2) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

(3) 当金庫がやむを得ないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合および定期預金共通規定 4. (預金の解約、書替継続)(5)項により解約する場合には、その利息は、次のとおり支払います。

① 預入日の 6 ヶ月後の応当日の前日までに解約する場合には、預入日から解約日の前日までの日数および解約日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

② 預入日の 6 ヶ月後の応当日以後に解約する場合には、解約日までに経過した各中間利払日数および別表 2 の預入期間に応じた利率（小数点第 3 位以下は切捨てます。）によって計算した金額ならびに解約日までに経過した最後の中間利払日から解約日の前日までの日数および別表 2 の預入期間に応じた利率（小数点第 3 位以下は切捨てます。）によって計算した金額の合計額（以下「期限前解約利息」といいます。）を、この預金とともに支払います。この場合、期限前解約利息とすでに支払われている中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）との差額を清算します。

(4) この預金の付利単位は 1 円とし、1 年を 365 日として日割で計算します。

#### 4. (複利型[預入期間 3 年])

(利息)

(1) この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数（前記 2. により利率を変更したときは変更後の利率）および証書（通帳）記載の利率によって 6 ヶ月複利の方法により計算し、満期日以後にこの預金とともに支払います。

(2) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

(3) 当金庫がやむを得ないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合および定期預金共通規定 4. (預金の解約、書替継続)(5)項により解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数および預入期間に応じた別表 2 の掛目を約定利率に乗じた利率（小数点第 3 位以下は切捨てます。）によって 6 ヶ月複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。

(4) この預金の付利単位は 1 円とし、1 年を 365 日として日割で計算します。

#### 5. (規定の適用)

この規定に定めのない事項については、定期預金共通規定により取扱います。

以 上

(2019 年 10 月 1 日現在)